

2009年3月23日

社員のワークライフバランス（仕事と生活の調和）支援に関する 取り組みについて

アステラス製薬株式会社（社長：野木森雅郁、以下「アステラス製薬」）は、このたび、社員のワークライフバランスを支援する下記制度の導入を決定し、4月から運用を開始しますので、お知らせいたします。

アステラス製薬では、社員一人ひとりがいきいきと働き、その能力を最大限発揮するためには、ライフステージに応じて、仕事と生活の両立を支援する環境や制度の整備が不可欠と考えています。2007年5月に子育てサポート認定事業主に付与される「次世代認定マーク（くるみん）」を取得したほか、2008年7月には「ダイバーシティ推進室」を設置するなど、現在、ダイバーシティ経営の視点から、多様な人材が仕事と生活の調和を図りながら活躍できる企業風土作りに積極的に取り組んでいます。

● 産前・産後休業（産休）又は育児休業（育休）復職時の託児費用補助（新規に導入） ＜目的＞

待機児童の数が多いため、特に都市部などでは0～3歳児の託児所への入所が非常に困難になっています。産休又は育休からの復職希望時に、子どもが託児所に入所できない場合、ベビーシッター等の託児費用を会社が補助することで、社員が希望する時期にスムーズに職場復帰ができるよう積極的に支援するものです。

＜内容＞

産休又は育休を取得した正社員（共働き又は単親）を対象に、1子当たりの託児費用が8万円/月を越える金額を、会社が補助します（1子あたり補助上限16万円/月、期間は最長6カ月）。

● 介護支援制度の拡充（現行制度の改訂）

＜目的＞

介護対象者との同居/別居、介護対象者の症状の程度、親族/家族の状況、地域の介護支援体制や介護施設の利用可否などによって、介護のニーズは個々に異なります。こうした多様な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、これまでの制度を見直し、介護支援制度の拡充を図りました。

＜内容＞

休業： 介護対象者1人につき通算1年以内、複数回の取得が可能です。
短時間勤務： 期間・・・申請事由が解消するまで複数回の取得が可能です。
時間・・・当該月間勤務時間の25%の範囲で、1時間、2時間、半日及び1日の時短から選択、組み合わせで取得が可能です。

●Family Friday (FF day) の推進による所定労働時間の短縮（現行制度の改訂）

<目的>

社員の生産性向上とワークライフバランスの追求を踏まえた働き方を推進するために制度化しました。所定労働時間の短縮を通じて新たに生み出された時間を社員が有効に活用することで、仕事とプライベートの両面での充実を図りながら、生産性の向上にもつなげていくことを期待しています。社内では、Family Friday (FF day) として推進していきます。なお、今回の所定労働時間短縮に伴う賃金改定はありません。

<内容>

基本：金曜日の終業時間を1時間45分繰り上げ

但し、営業部門、生産工場をはじめとする一部グループ会社では、それぞれの業務形態に応じた別運用にて時短を推進します。

上記のほかにも、これまでにワークライフバランスを支援する様々な取り組みを行っています。2008年4月には、医薬情報担当者（MR）などの営業職に限定し、結婚時にパートナーの勤務地近辺の営業所に転勤を可能とする「結婚時の同居支援制度」のほか、育児・介護等のやむを得ない事情により退職した場合に、その後の状況の変化に応じて職場に復帰したい希望者を登録する「再雇用登録制度」を新設しました。また、2008年10月には、「育児短時間勤務制度」について、適用期間を改訂前の小学校就学時までから小学校3年生までに拡大、さらに産前休業に入るまでの期間における妊娠障害及びその予防へ対応する「母性保護休暇制度」を新設しています。

以上